

かっら川

No.171



▲富士山二合目スキー場(船津登山道 昭和32年) ▼スキー場入口(写真のオリेंट提供)

主な目次

- 新年のご挨拶2
- 平成30年度納税表彰.....3
- 第35回法人会全国大会・正副会長会・理事会 ...4
- 支部活動報告5
- 青年部会・女性部会40周年記念式典.....6
- 青年部会活動報告9
- 女性部会活動報告12
- 活動報告16
- 平成31年の県内経済の展望19
- 大月税務署からのお知らせ20
- e-Tax推進協議会からのお知らせ ...25
- 平成31年度税制改正に関する提言(全法連) ...27
- 迎春(役員顔写真).....31
- 第41回神社めぐり(神明社)34
- 第34回高校生の税に関する標語(優秀作品)36



消費税期限内納付
法人会一声運動



新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 細谷 憲二



新年おめでとうございます。平成三十一年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は法人会の運営につきまして、会員及び役員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位の深いご理解とご協力を賜り、大変ありがたく厚くお礼申し上げます。

安倍首相は実施まで一年を切った、昨年十月十五日の臨時閣議において、消費税率引き上げを改めて表明しました。特に消費税増税と同時に導入される軽減税率制度は、線引きが難しい事例が無数にあることから小売りや外食の現場では導入時の混乱が予想されます。さらに景気の落ち込みを防ぐための新たな対策による財政出動も予想され、財政規律の緩みへの懸念を感じるところです。十二月には、自動車や住宅に関する減税措置の拡充などを盛り込んだ「平成三十一年度税制改正大綱」が決定しました。税のオピニオンリーダーである法人会としても、税務当局

との連携をより一層深め、税制改正で変更された主要改正事項に係る留意点等の説明機会を積極的に設け、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。

昨年の法人会活動では、主要事業である税の啓発を中心とする活動や地域社会への貢献活動が、親会との密接な連携のもとに青年部会及び女性部会の柔軟な発想と機敏な行動力を活かして、その役割を積極的に果たして頂きました。とりわけ、青年部会の「高校生の税に関する標語」、女性部会の「小学生租税教室及び税金絵画コンクール」は、次代を担う子ども達に税の意義や役割を正しく理解して頂ける事業に定着しています。また四月に開催された「全国女性フォーラム山梨大会」並びに九月に開催された「青年部会・女性部会創立四十周年記念事業」は実行委員が中心となり両部会員の皆様方のご尽力を頂き成功裏に終了することができました。大変お疲れ様でした。年が明け、五月には新天皇が即位され新元号が公布されます。この記念すべき年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に、会員皆様方の事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

大月税務署

署長 武藤 雅彦



平成三十一年の年頭にあたり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、細谷憲二会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会活動におかれましては、税知識の普及、納税意識の高揚、税制に関する意見の提言など税に関する活動、また、地域社会への社会貢献活動を展開されました。

会員の皆様方には、各種の事業を展開される御努力に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

税務行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、国税庁の使命を果たしていくためには、これまで以上に皆様方との連携・協調が必要であり、意見交換等を通して会の現状やニーズを把握することに一層努めて参る所存でございます。

さて、皆様も御承知のとおり、いよいよ今年の十月一日から消費税率

が一〇%に改正され、同時に軽減税率制度が導入されます。これに合わせ、帳簿や請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した「区分記載請求書等保存方式」が仕入税額控除の要件となる改正が行われています。

制度の実施までに準備期間が限られておりますことを踏まえ、制度導入時に混乱が生じないように、今後とも広報活動や研修会などを通して新制度についての周知・広報をより一層充実させて参ります。

ところで、間もなく平成三十年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります。申告に当たりましては、是非、e-Taxの御利用をお願い申し上げます。

特に、本年一月よりID・パスワード方式が始まります。税務署で発行する①IDと②パスワードの二つがあれば、御自宅等でスマホ・パソコンで申告ができる利用方式であり、納税者の皆様の利便性向上に大きく資するものであります。

是非、従業員の方々にも積極的な利用をお声掛けいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成三十年度納税表彰

平成三十年十一月十五日(木)、ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、大月税務署主催による納税表彰式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。
大月法人会から表彰された方々を以下ご紹介致します。表彰者の皆様おめでとうございます。



署長表彰

副会長・青年部会長

(有)こみたけ売店 小佐野昇一様

署長感謝状

理事・青年部会上野原支部長

(株)尾形製作所 尾形 直様

理事相当・女性部会大月支部長

(株)ナイトー建商 内藤 定子様

関係民間団体長会会長感謝状

理事相当

(株)協和生コン 倉澤 光代様

青年部会都留副支部長

(株)長田電材工業 菊地 明久様

青年部会富士吉田副支部長

三和建设(株) 渡辺 三雄様

女性部会幹事・コーラス副部長

(有)宝観光バス 渡辺なおみ様



(有)こみたけ売店
小佐野昇一様



旭日双光章受章

国家・社会に対して功労があった人へ授与される栄典、平成三十年秋の叙勲親授式が皇居宮殿豊明殿に於いて、伝達式が東京プリンスホテル(鳳凰の間)に於いて十一月八日(木)開催され、当会常任理事の大森剛仁氏が旭日双光章を受章されました。
おめでとうございます。



(株)尾形製作所
尾形 直様



(株)ナイトー建商
内藤 定子様



(株)協和生コン
倉澤 光代様



(株)長田電材工業
菊地 明久様



三和建设(株)
渡辺 三雄様



(有)宝観光バス
渡辺なおみ様



財務大臣表彰



申告納税制度の普及発展に務め、納税思想の向上に顕著な功績があつた人々に贈られる「平成三十年度財務大臣、国税庁長官納税表彰」が十月二十四日(木)、東京都港区の三田共用会議所に於いて開催され、当会副会長の外川凱昭氏が財務大臣表彰を受彰されました。

おめでとございます。



第三十五回 法人会全国大会

十月十一日(木)、鳥取市とりぎん文化会館で開催。当会より細谷会長以下計十六名、全国より千八百名参加。

第一部は「三十五歳、どん底からの挑戦」と題し、大山どり代表取締役役員原道範氏による記念講演。

第二部式典では、主催者である小林栄三全法連会長挨拶、来賓祝辞、会員増強、研修参加率向上、福利厚生制度推進等の表彰と平成三十一年税制改正提言及び青年部会による租税教育活動の報告。最後に次回開催県となる三重県法人会連合会長挨拶により閉会。



三十一年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

正副会長会 第二回理事会

平成三十年十月二十三日(火)、午前十時・十一時より大月法人会館に於

いて開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、平成三十年度上期活動報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告、並びに平成三十年度上期会計報告の件
- 二、平成三十一年新春講演会・賀詞交歓会開催の件
- 三、関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者推薦の件
- 四、役員等の退任に関する規程の件

報告事項

- 一、今後の主要事業の件
- 二、会員状況及び会員増強の件





- 三、 福利厚生制度推進の件
- 四、 関係民間団体共催事業の件
- 五、 インターネットセミナー利用状況の件
- 六、 やまなし出会いサポートセンター
I 富士吉田開設の件
- 七、 法人会全国大会（鳥取大会）参加の件
- 八、 その他
 - ① A I G 損保提供ラジオ番組への役員出演の件
 - ② 会費未納先への対応の件



支部活動報告
河口湖東西支部
税務研修会・特別講演会
 十月十八日(木) 富士レークホテル



都留支部合同役員会 税務研修会
 九月十九日(水) 山一会館



上野原支部総会・税務研修会
 八月三十一日(金) 桃華



富士急グループ部会税務研修会
 十二月四日(火) 富士急行本社



大月支部総会・税務研修会
 十一月二十九日(木) 大商協組合



青年部会 女性部会 40周年記念式典

主催者挨拶

青年部会長 小佐野昇一

只今ご紹介いただきました、青年部会第五代部会長を務めております小佐野昇一です。本日は大変お忙しい中、青年部会・女性部会四十周年記念式典にご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日ここに本式典を開くことが出来ましたのも、ご出席くださいました青年部会及び女性部会の役員・部会員の皆様、武藤署長様をはじめとする大月税務署幹部の皆様、歴代署長様をはじめとするご来賓の方々のおかげと深く感謝申し上げます。

法人会の活動は、税の啓蒙活動・租税教育・地域貢献活動という事は皆様もご承知のことと存じます。

私達大月法人会青年部会は、昭和五十三年の設立当初から諸先輩方が、様々な活動を通し租税教育に取り組んで来ました。またその中で良き友人・理解者との出会いがあり現在につながっています。

ご承知の通り大月法人会青年部会には定年がありません。これは設立からの理念で自分が青年で無いと思つた時が定年となつていているからです。本日おいでのご来賓の皆様も青



年部会員の中に見知つた顔も多いと存じます。このことが大月法人会の特徴の一つでもあり、設立当初の思いが広く若い世代に継承し続けていることに他なりません。この一〇年の事業を振り返りますと、高校生の税に関する標語募集・都留支部担当で行われ、工場見学租税教育・忍野山中湖支部担当の野球大会租税教室・社会貢献事業の年末チャリティ・岳南法人会、三島田方法人会、沼津法人会、大月法人会の四法人で行っている環富士山交流会があげられます。

どの事業も諸先輩方が築き上げてきた素晴らしいものです。今、活躍している部会員は、これらの事業を引き継ぎ発展させ、次の世代へとつないで行かなくてはなりません。この四十周年を新たなスタートとし部会活動に取り組んでいきたいと思ひます。

皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

主催者挨拶

女性部会長 志村美貴代

本日は、公私ともに忙しい中、多数のご来賓のご臨席を賜りますとともに、本会役員並びに大勢の両部会員ご出席のもと、公益社団法人大月法人会青年部会・女性部会創立四十周年記念式典が挙行できますこと、心より厚くお礼申し上げます。

創立四十周年を迎えることが出来ましたことは、諸先輩方の努力と苦勞の上に成り立つものと深く敬意を表すと同時に、長年にわたる部会員や税務当局を始めとした関係各位のご支援とご配慮の賜物と深く感謝申し上げます。

女性部会は昭和五十三年十月に創立。四十年の長い歳月が流れ部会員の顔ぶれも大分様変わりをしていきます。私は二十周年、三十周年では女性部会幹事長と言う立場でした。そして、本日の四十周年では部会長として、今、式典の場で挨拶をさせて頂いています。さらにこの四十周年の年に「法人会全国女性フォーラム」

が山梨県で開催され、わたしたち大月法人会女性部会は前年鹿兒島大会での事前PR部門と山梨大会の懇親会部門を担当し、準備委員会、実行委員会を幾度と重ねてまいりました。お蔭をもちまして大役を無事に成し遂げ大会は成功裏に終わることが出来ました。特に山梨大会でのオープニングアトラクションでは我がコーラス部が全国デビューを果たし、大会に花を添えることが出来ました。大会に花を添えることが出来たました事は私個人にとっても大変感慨深いものがあり、何よりの生涯の思い出になりました。そうした歴史の上に立って、女性部会のような事業を展開しておりますが、特に公益事業となる小学生租税教室並びに税金絵画コンクールは今年で二十回を数え、次代を担う小学生に税の大切さ、果たす役割について学ぶ機会を提供させて頂いております。今後も



税に関する啓発活動を始め、地域社会貢献活動並びに会員相互の交流を深める事業を実施して参りたいと思います。

今、女性が輝く社会づくりが政府の経済政策の重要テーマの一つにもなっています。私たち大月法人会女性部会は率先して女性が輝く社会の実現に向けた法人会活動に取り組んで参ります。部会員並びに関係各位におかれましては、引き続きご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに本日ご臨席の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念しまして、挨拶とさせて頂きます。本日は誠にありがとうございます。



功勞役員表彰 代表受彰



功勞役員表彰 受彰者



功勞役員表彰 受彰者



来賓祝辞 武藤雅彦大月税務署長



功勞役員表彰 受彰者代表謝辞



来賓祝辞
（一）社山梨眞法人会連合会青年部会連絡協議会
相原紀幸会長



来賓祝辞
（二）社山梨眞法人会連合会
芦澤敏久会長



記念講演会
日本の構造研究所代表
中田宏氏



来賓祝辞
（三）社山梨眞法人会連合会女性部会連絡協議会
神宮司昭子会長



云の先を見る』
世界の秩序転換と日本社会へ
造研究所代表 中田 宏



記念祝賀会
福嶋孝頭氏



記念祝賀会
乾杯
田中薫大月税務署統括官



記念祝賀会
女性部会コーラス部



青年部会記念撮影



女性部会記念撮影



青年部会活動報告

第三十四回
「高校生の税に関する標語」
募集事業の報告

当該事業は毎年十一月の税を考える週間に合わせて実施。平成三十年年度は忍野山中湖支部、河口湖支部が担当となり、県立富士河口湖高校及び県立富士北稜高校の二校が募集対象校となりました。

先ず七月二十四日に、大月税務署から田中統括官、荒木調査官に同行頂き、両校を訪問し事業実施協力を依頼。さらに八月二日には、武藤大月税務署長にもご同行頂き、富士河口湖町役場を訪問し、渡辺町長に事

業説明と協力をお願い致しました。
 九月十四日、両校より千二百五十点の応募作品が出揃い、十月二日に担当支部役員による一次選考会を開催し百三十作品を粗選。

十月十六日、大月法人会館に於いて最終選考会を開催し、特別賞五作品、金賞から入賞までの二十六作品合計三十一作品を選考決定。

十一月十六日、富士河口湖町中央公民館に於いて、武藤税務署長、渡辺富士河口湖町長、池谷東京地方税理士会大月支部長にご臨席を賜り、厳肅な雰囲気の中表彰式を執り行うことができました。

ご協力を頂きました関係の皆様、そして素晴らしい標語の数々を考えると応募して下さった高校生たちに心



から感謝申し上げ、報告とさせていただきます。
 青年部会河口湖支部長 渡邊 良孝
 青年部会忍野山中湖支部長 三浦 信



県連少年サッカー税金教室

九月一日(土) 中銀スタジアム



全国青年の集い(岐阜大会)

十一月九日(金) 長良川国際会議場



少年野球大会・税金〇×クイズ

十二月二日(日) 忍野小学校



第34回 高校生の「税に関する標語」入賞作品

大月税務署長賞

早くから 学んでいこう 税のこと

富士河口湖高校 三年四組 野村 矩樂

富士河口湖町長賞

助け合う 社会にいかす 消費税

富士北稜高校 二年二組 高根 立翔

東京地方税理士会大月支部長賞

消費税 私にもできる 社会貢献

富士河口湖高校 三年四組 白根 伊織

大月法人会長賞

ワンタッチ お家で納税 便利だな

富士河口湖高校 二年四組 萱沼 祐也

青年部会長賞

税金は 平和に暮らす 助け船

富士北稜高校 一年三組 田中 遥人

金賞

考えよう 税の知識を 広げよう

富士北稜高校 二年七組 岡田 葉月

税金は 豊かな日々への 道標

富士河口湖高校 二年二組 増永 悠香

銀賞

消費税 持続可能な 社会保障

富士北稜高校 一年四組 菅谷 木実

納税で 地域とあなたに 豊かさを

富士河口湖高校 三年三組 大森 天翔

銅賞

使いみち まちがえないで 国のため

富士北稜高校 一年七組 志村 玲

納税は 見えない所で 人助け

富士河口湖高校 二年一組 宮下 拳都

佳作

税金は 人を助けて 国支え

富士北稜高校 二年五組 遠山来瑠実

納税で 造ろうあなたと みんなの笑顔

富士北稜高校 三年三組 穂坂 颯太

税金は 未来を拓く 糧となる

富士北稜高校 三年四組 山本 太郎

税金は 今後につなぐ 未来橋

富士北稜高校 二年一組 大森 柚衣

税金は よりよい暮らしの 第一歩

富士河口湖高校 一年一組 長田 萌那

納税は 未来をつくる 貯金箱

富士河口湖高校 一年一組 宮下千穂里

納税で みんなが笑顔な 町づくり

富士河口湖高校 一年二組 前橋 紗也

夢いっぱい 輝く未来 税金で

富士河口湖高校 二年一組 渡邊ひなの

消費税 暮らしを支える 第一歩

富士河口湖高校 三年二組 小宮山友唯

税金が 豊かな未来に つなぐ橋
富士河口湖高校 三年三組 田中玖瑠美

入選

税金を 納めることで いい暮らし

富士河口湖高校 一年二組 澤村 花

納税で 被災地助ける 支え合い

富士河口湖高校 一年五組 武藤さくら

税金で 未来の暮らし 幸せに

富士河口湖高校 二年一組 大森 萌花

納めよう 自分のその意志 忘れずに

富士北稜高校 一年一組 勝俣 亜美

税金で 皆の暮らし 支えてる

富士北稜高校 二年一組 三浦 怜央

税金は ぼくらの町を 守ってる

富士北稜高校 二年二組 高村 歩

納税を きちんとすること それが義務

富士北稜高校 三年一組 渡辺 真椰

国のため 自分のためにも 納税を

富士北稜高校 三年三組 三浦 陽

納めよう この手で創る 国の未来

富士北稜高校 三年三組 石田早千翔

つくりたい 自らの手で 市の未来
富士北稜高校 三年四組 佐々木萌波

年末特別研修会・チャリティー

十二月十二日(水) 富士レークホテル





富士吉田市長賞 白須 陽



大月税務署長賞 長田 夏穂



東京地方税理士会大月支部長賞 宮下 心愛



大月法人会長賞 小林 心詠



女性部会長賞 佐藤 俊介



女性部会長賞 小林 優菜



女性部会長賞 宮下 七緒



女性部会長賞 長井 海穂



女性部会長賞 渡邊 小町

小学生の税金絵画コンクール入賞作品



山梨県法人会連合会佳作
西桂小学校 渡辺 理奈



山梨県法人会連合会佳作
禾生第一小学校 奥秋 優菜

県連税金
絵はがきコンクール
受賞作品



大月税務署長賞
山梨県法人会連合会優秀賞
禾生第一小学校 井上 星那



山梨県法人会連合会佳作
西桂小学校 荒井 心菜



山梨県法人会連合会佳作
禾生第一小学校 清水 大夢



青年部会・女性部会創立
四十周年実行委員会
八月二十七日(月) 大月法人会館
九月十二日(水) 大月法人会館



県連税金絵はがき
コンクール選考会
十月二十九日(月) 甲府法人会館



年末調整説明会(上野原支部)
十一月七日(水) 上野原市文化ホール



福祉施設慰問活動
十一月五日(月) あいらーく鶴川宿



十二月七日(金) 禾生第一小学校
**県連税金絵はがき
コンクール表彰式**



十二月四日(火) 西桂小学校
**県連税金絵はがき
コンクール表彰式**



十二月二十日(木) 上野原市社会福祉協議会
年末チャリティー収益金寄付



十一月十四日(水) 東京方面
**富士吉田・河口湖支部
日帰り税務研修会**

経営者が重大疾病にかかった時のそなえを確保

法人会連帯型無配当重大疾病保障
広げよう
企業保障の
大きな傘を



Jタイプ[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

- ポイント1** 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。
- ポイント2** 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。
- ポイント3** 約款所定の**高度障がい状態**または**不慮の事故による身体障がい状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要**となります。

※この保険には、高度障がい保険金・満期保険金・配当金はありません。
 ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
 ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
 ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
 ◎この資料の記載内容は、平成30年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
 ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

九月三日(月) 大月法人会館
広報誌封入作業



九月十三日(木) 大月法人会館
総務委員会



九月二十五日(火) ホテル鐘山苑
組織・厚生委員会



九月二十六日(水) 大月法人会館
税制・研修委員会



十月二十三日(火) ホテル談露館
AI-G推進会議



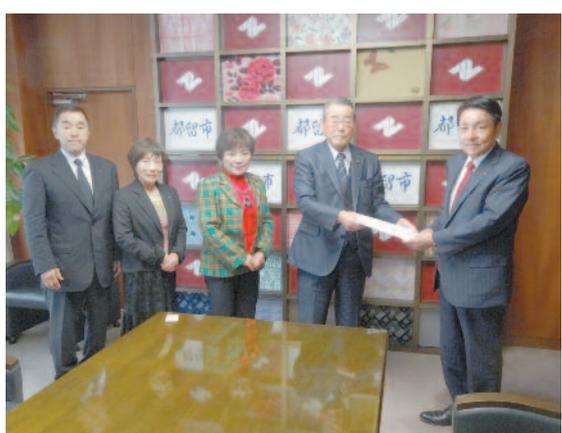
十月二十六日(金) 大月税務署
関係民間団体長会



十一月十二日(月) 大月法人会館
広報委員会



十一月二十二日(木) 都留市役所
税制改正提言書提出





税制改正提言書提出
十一月二十九日(木) 大月市役所



税制改正提言書提出
十一月二十六日(月) 富士吉田市役所



新設法人説明会
九月十四日(金) 六名 大月法人会館
十二月十三日(木) 四名 大月法人会館



決算法人説明会
九月十八日(火) 四十一名 大月税務署
十一月十九日(月) 二十四名 大月税務署



つる産業まつり
十月二十八日(日) 谷村第一小学校



少年野球教室
十二月一日(土) 山中湖小学校
講師 元横浜ベイスターズ 野村弘樹氏



**第三十三回
中学生による税金弁論大会**
十一月十三日(火) 明見中学校



東京国税局との意見交換会
十月二十二日(月) 常盤ホテル



県連厚生委員会
八月二十八日(火) ホテル談露館

平成31年新春講演会 賀詞交歓会のご案内

日時：平成31年1月16日(水) 午後3時受付開始
 場所：ハイランドリゾートホテル&スパ
 講演会：午後3時30分～
 講師：大月税務署長 武藤 雅彦氏
 演題：「税務行政の現状について」
 賀詞交歓会：午後5時15分～
 会費：5,000円

新入会員紹介

- 日本ステンレス工業株式会社
甲府市下曾根町五七一
代表取締役 石岡 博実
- 株式会社ラケット
上野原市上野原三五八四
代表取締役 山本 一雄
- 株式会社ジェイ・シー・ティー
大月市梁川町塩瀬二〇三一一六
代表取締役 市川 忠義



謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じて
会員企業とそのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます

平成三十一年

(引受保険会社)

Aflac アフラック

山梨支社
〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスクイビル4F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)

平成三十一年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部長 岡本新一

昨年、県内経済を振り返りますと、好調な機械工業にけん引され、生産活動が増勢を維持したほか、設備投資や個人消費も持ち直しの動きが続くなど、全体として緩やかな回復の動きが続きました。

項目別にみますと、生産は、世界的な設備投資需要の拡大が半導体製造装置や工作機械関連産業が集積する本県機械工業の追い風となり、各企業とも総じて高操業が続き、鉱工業生産指数も全国平均を大きく上回りました。ただし、秋口以降は、スマートフォン向けのメモリー需要減退や米中の貿易摩擦の影響を受け、半導体製造装置に減速感が台頭しました。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業は、取扱品目や販売チャネル等によるばらつきはあるものの、節約志向や輸入品との競合などから、全体として厳しい局面が続きました。

また、観光関連では、国内観光客が減少傾向で推移したものの、外国人観光客の入込みは過去最高水準と

なり、特に富士山周辺で賑わいがみられました。本県においては、これまで中国や台湾など中華圏からの観光客が多くを占めていましたが、昨年はベトナムやマレーシアなど東南アジアからの観光客が大幅に増加しました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、生産が堅調を維持し、需要面でも、個人消費で持ち直しの動きが続くほか、設備投資も、安定した企業収益を背景に底堅い推移が見込まれることから、総じてみれば、緩やかながらも回復傾向が継続するものと見込まれます。ただし、米中貿易摩擦や、その世界経済への影響、欧州における政治・経済の不透明感の広がり、10月に予定されている消費税引き上げの影響などが攪乱要因として景気を下押しする可能性について注意が必要です。

県内景気は、生産面において機械工業がけん引役となり、企業収益や雇用・所得環境の改善を通じて、設備投資や個人消費に波及していくこ

とが期待されますが、一部の産業で先行き不透明感が台頭するなか、回復のペースは緩慢なものにとどまるものとみられます。

項目別にみますと、個人消費は、雇用・所得環境の改善を背景に、持ち直しの動きが続くとみられます。設備投資も、機械工業で生産能力増強投資が増加していることに加え、人手不足対策として合理化・省力化投資にも根強い需要が見込まれることから底堅く推移することが予想されます。なお、「県内企業経営動向調査」（山梨中央銀行）の平成30年度下期（平成30年10月～平成31年3月）の設備投資計画においては、実施予定率が前期をやや下回る一方、投資額では前向きな姿勢が窺われます。

生産は、全体として堅調を維持するものとみられますが、半導体製造装置など一部で先行き不透明感が台頭するなか、前年に比べると増勢が鈍化する可能性があります。一方、地場産業は国内需要が伸び悩むなか、機械工業と比べると厳しい状況が続

くと考えられます。ただし、インターネット等を活用した販売チャネルの拡大、海外への販路拡大など様々なビジネスチャンスも生まれているなかで、国内需要の減退をカバーするための取組みが可能だと考えられます。

さて、陰陽五行によると、平成31年は「己亥（つちのと・い）」にあたります。「己」は草木が繁茂し形が整然とした状態を、「亥」は草木が枯れ果て生命力が種子の中に閉ざされた状態を意味します。このため、「己亥」は、「現在の状況を維持しながらも、より成長するための準備を行う年」ということになるでしょう。最近では、目まぐるしいスピードで社会環境が変化しています。こうした時代を勝ち抜いていくためには、猪のような力強さで突き進む攻めの姿勢が必要です。ただし、変化の激しい時代、やみくもに前進すればよいという訳ではありません。時代の先を読む目を兼ね備え、常に一歩先の準備をしながら進んでいくことが求められます。



大月税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒401 - 8502 大月市御太刀2 - 8 - 10 TEL 0554 (22) -3151 (代表)

※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書作成会場 の開設期間

開設期間	会場	所在地	時間
2月18日(月) ～3月15日(金) ※土、日を除きます。	大月税務署3階	大月市御太刀2 - 8 - 10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時 (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び申告書提出期限間際は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 当署の駐車スペースには限りがございますので、極力お車での来署をご遠慮ください(駐車の際、お待ちいただく場合があります。)
- 税務署内には、コピー機及び公衆電話はありませんのでご了承ください。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。

【案内図】



税理士による 無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間	会場	所在地	時間
2月4日(月)	富士河口湖町役場コンベンションホール	富士河口湖町船津1700	午前10時～ 正午
2月5日(火) 2月6日(水)	富士吉田市民会館3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	
2月7日(木) 2月8日(金)	上野原市もみじホール2階会議室	上野原市上野原3832	午後1時～午後3時

- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますのでご了承ください。
- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。**申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。**
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。

大月税務署からのお知らせ

「医療費控除について」

医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

“**医療費控除の明細書**” の添付が必要となりました。

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときには、提示又は提出しなければなりません。)
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略
できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など
です。)

(注) 平成29～31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。

医療費控除

検索

「マイナンバーの記載について」

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入に伴い、



申告手続などには

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

国税に関するマイナンバー制度の最新情報



または

国税庁 マイナンバー

検索

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
XX年	月	日	摘要	借方 (円)
11	30		△△商事(株) 11月分 日用品	88,000
11	30		△△商事(株) 11月分 食料品	43,200

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
△△商事(株)		
平成XX年11月30日		
11月分 131,200円（税込み）		
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	特約バー	2,200円
...
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0570-081-222

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の
一体資産を含みます。
外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的
事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食料品に含まれます。

全ての事業者	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



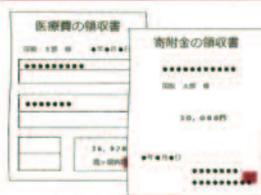
STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力



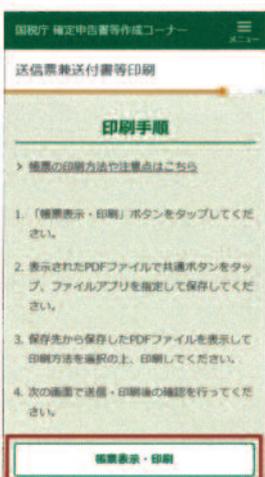
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信

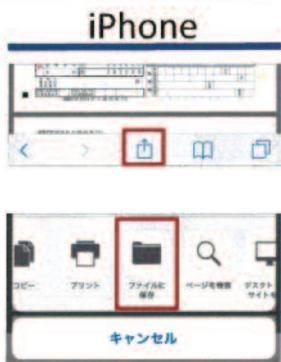


e-Taxで送信して申告は完了です。

STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら「帳票表示・印刷」をタップしてください。
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

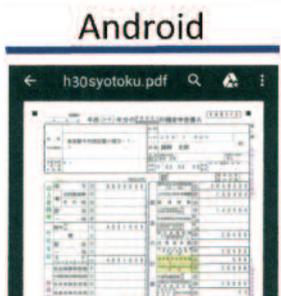


申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイル」アプリを指定してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータはAdobe® Acrobat® Reader®から後で確認できます。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

QRコードを利用したコンビニ納付ができるようになります。平成31年(2019年)1月以降、確定申告書等作成コーナー及び国税庁ホームページの納付用QRコード作成専用画面からコンビニエンスストアで納付するためのQRコードの作成(印刷)が可能となります。

※ 納付ができるコンビニエンスストアや作成方法などについては、平成31年(2019)年1月までに、国税庁ホームページでお知らせします。

申告手続等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が毎回必要です。

- ・本人確認書類とは、例1：マイナンバーカード
例2：通知カード及び運転免許証 など

・e-Taxを利用すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は**不要**です。



- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ※ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ※ Android、Google play、Google playロゴ、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
- ※ Adobe Acrobat Reader、Adobe Acrobat Readerロゴは、Adobe Systems Incorporated (アドビ システムズ社)の商標です。
- ※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

平成31年（2019年）1月から

いつでもどこでもスマホで申告 ～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 作成コーナーへアクセス

AndroidTMの方のみ
事前にインストール

Google PlayTMから
Adobe[®] Acrobat[®] Reader[®]
をインストールしてください。

iPhoneの方

Androidの方

作成コーナー

インターネットを開いて、「作成コーナー」と検索してください。

「確定申告書等作成コーナー」のバナーをタップしてください。

「作成開始」をタップしてください。

STEP 2 提出方法などを選択

申告内容の選択

収入や適用を受ける控除などについて、いくつかの質問に「はい」「いいえ」でお答えください。

提出方法の選択

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、「e-Tax」を選択してください。お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

※ ID・パスワード方式の届出完了通知の発行については、裏面をご覧ください。

ID・パスワードの入力

ID (利用者識別番号)
1234567812345678

パスワード (暗証番号)
a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。



法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG 損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
地震災害のリスクをガード
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス*

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社
URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

山梨支店

〒400-0032

山梨県甲府市中央2-9-21 富士火災甲府ビル4F

TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

NAITO

建設資材・住宅機器・機械工具

代表取締役社長

内藤 隆光

〒401-0021

山梨県大月市初狩町下初狩911-4

T E L 0554-25-6341

FAX(兼) 0554-25-6934

夜間TEL 0554-25-6776

E-mail: naito-k@vesta.ocn.ne.jp

株式会社 ナイト建商

OGATA

株式会社 尾形製作所

代表取締役 尾形 直

〒409-0134 山梨県上野原市大柵514

Tel 0554-63-1863(代) Fax 0554-62-5558

URL: <http://www.ogatass.co.jp> Email: info@ogatass.co.jp

平成三十一年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言いがたい。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍晋三政権の宿願である「デフレ脱却」にも至っていない。

日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和政策の一部修正を余儀なくされた。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しすぎた結果であろう。

国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス（PB））の黒字化目標の達成時期について、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に、2020年度から2025年度へ大幅に延期した。さらに中間年度に向けた歳出増加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。

また、消費税率の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化を対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」

の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味し、改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦などに発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変動をきたすようなことになれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業への影響は甚大である。いままら税制を含めた周到な活性化策が求められよう。

《基本的な課題》

1、税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ2倍の約1、100兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保障料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、「受益」を大胆に抑制し「負担」を必要な水準

に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まったわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかった。その理由はなぜか。まず挙げねばならないのは、問題解決を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではなからうか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があったはずである。しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の本身も明らかに変質してしまった。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあったことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組みなければならない。残された時間は少ない。

1、財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま2019年10月へ大幅に再延期された。これに伴い、2020年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2018）では、その達成時期を2025年度へ大幅延期した。2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

「骨太の方針2018」はまた、2021年度を中間年度として①PB赤字の対GDP比を1・5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値

については、本年1月と7月の内閣府試算で示されている高い名目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、この両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、2018年度を中間年度とした以前の財政健全化計画では政策経費の増加額を抑制する数値を示したのに対し、今回は見送っている。

こうした財政規律の毀損はいたるところでみられる。とりわけ、消費税率の使途は大は極めて問題である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えよう。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り進む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によつて進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出につ

いては、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2、社会保障制度に対する基本的考え方

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、今年度を70兆円近く上回る190兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できまい。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となって注目された。

しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、2年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の件

費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も

積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3、行政改革の徹底

延期されていた消費税率10%への引き上げが来年10月に迫った。社会保障の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求めることでもある。「行革の徹底」が消費税率引き上げの前提になったのは、それを国民に理解してもらうためであった。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隼より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「一票の格差」である。それは正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「一票の格差」を是正を目的に定数見直しを行ってきたが、国民の期待する改革はもとと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立っており、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

国民の政治と行政に対する不信任は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4、消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えられるので、導入の必要はない。また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

税率引き上げに向けては、消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

(1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制す

るための方策として、「消費税還元セー
ル」等の表示を可能とすることが政府で
検討されている。これは消費税の適正な
転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対
して本体価格の引き下げを要求されかね
ない等、影響も大きいことから慎重な検
討を求める。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴
ってより重要な課題となる。消費税の制
度、執行面においてさらなる対策を講じ
る必要がある。

(3)軽減税率制度を導入するのであれば、国
は国民や事業者に対して制度の周知を行
い、混乱が生じないように努める必要があ
る。また、システム改修や従業員教育な
ど、事務負担が増大する中小企業に対し
て特段の配慮が求められる。

5、マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたに
もかわらず、依然として国民や事業者が
正しく制度を理解しているとは言いがた
い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努
め、その定着に向けて取り組んでいく必要
がある。

制度の運用に当たっては、国民の信頼感
を得ることが欠かせない。そのためには、
年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報
の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライ
バシー保護など制度の適切な運用が担保さ
れる措置を講じるとともに、コスト意識を
徹底することが重要である。さらに、国民
の利便性を高める観点からは、e-Tax
やeLTAxを利用した場合の申告納税手
続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの
簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつて

いる利用範囲をどこまで広げるかが重要課
題となるが、広範な国民的議論が必要とな
らう。

6、今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の
持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人
口減少社会の急進展③グローバル競争とそ
れがもたらす所得格差など、経済社会の大
きな構造変化④国際間の経済取引の増大や
多様化、諸外国の租税政策等との国際的整
合性―などにどう対応するかという視点等
を踏まえ、税制全体を抜本的に見直して
いくことが重要な課題である。

II、経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景
に、緩やかな拡大基調を続けている。アベ
ノミクス最大の成果といわれる円安・株高
傾向が比較的安定的に推移してきたから
だが、その支えとなってきた異次元の大規模
金融緩和政策が修正局面を迎えている。

日銀が2%のインフレ目標達成の時期明
示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目
標金利の上昇を容認したのである。政策修
正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧
迫による金融機能への懸念が指摘されてお
り、明らかに金融政策の限界を示したもの
といえよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、
二丁目一番地であったはずの規制改革が
勢いを失った。「骨太の方針2018」で
は生産性向上を目指し、教育無償化などを
中心とした「人づくり革命」や残業の罰則
付き上限などの「働き方改革」を目玉とし
て掲げているが、こうした政策が潜在成長
力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋経済
連携協定(TPP)離脱や中国などの通
商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保
護主義リスクが顕在化している。こうした
点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を
再構築する必要がある。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の
活性化も不可欠であり、地方創生戦略との
連携や事業承継税制のさらなる環境整備が
求められる。

1、法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で
「20%台」が実現し、今年度は29・74%と
なっている。トランプ米政権の税制改革で
は大幅な引き下げが行われたが、その米国
と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率
平均は25%、アジア10カ国の平均は22%と
なっており、依然として我が国の水準は高
い。このため、国際競争力強化などの観点
から、今般の法人実効税率引き下げの効果
等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野
に入れる必要がある。

2、中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけ
ではなく、我が国経済の礎である。グロー
バル経済や厳しい環境変化に対応し、その
存在感を維持できるような税制の確立が求
められる。

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例
15%を時限措置(平成31年3月31日まで)
ではなく、本則化する。なお、直ちに本
則化することが困難な場合は、適用期限
を延長する。また、昭和56年以来、80
0万円以下に据え置かれている軽減税率
の適用所得金額を、少なくとも1、60

0万円程度に引き上げる。

(2)租税特別措置については、公平性・簡素
化の観点から、政策目的を達したものと
適用件数の少ないものは廃止を含めて整
理合理化を行う必要があるが、中小企業
の技術革新など経済活性化に資する措置
は、以下のとおり制度を拡充し、本則化
すべきである。なお、中小企業投資促進
税制の適用期限が平成31年3月31日まで
となっていることから、直ちに本則化す
ることが困難な場合は、適用期限を延長
する。

①中小企業投資促進税制については、対
象設備を拡充したうえで、「中古設備」
を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗
せ措置として平成29年度に改組された
中小企業経営強化税制について、事業
年度末が迫った申請の認定に当たつて
は弾力的に対処すること、及び適用期
限(平成31年3月31日まで)を延長す
ること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算
入の特例については、損金算入額の上
限(合計300万円)を撤廃する。

3、事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、
地域経済の活性化や雇用の確保などに大
く貢献している。その中小企業が相続税の
負担等によって事業が承継できなくなれ
ば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
今年度の税制改正では比較的大きな見直し
が行われたが、さらなる抜本的な対応が必
要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格
的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相統税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとつては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

III、地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとつても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべ

きである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなる。地域の民間の知恵と工夫により、新たな地域技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらない。さすがに総務省も昨年4月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題視された財政調整基金など地方の基金残高総額も、21、6兆円(28年度決算)に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になるが、今年度予算では数百億円にとどまっている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策に

よる本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積、つくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV、震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28

年度〜32年度)」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興の実現等に向けて早急に取り組みねばならない。

V、その他

1、納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

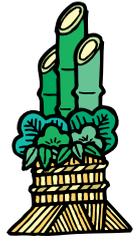
2、租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の具体的意見は紙面の都合上、省略いたします。



迎春



 相談役 アイトー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 藤田 豊	 相談役 秋山土建(株) 大崎 俊浩	 相談役 (株)富士レークホテル 井出 常済	 顧問 原田 威	 顧問 滝口 哲夫
 副会長 (株)山岸旅館 外川 凱昭	 会長 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 東京地方税理士会大月支部 池谷 正志	 相談役 (株)新名製作所 新名 米光	 相談役 (株)大和屋薬局 奈良 紀子	 相談役 (株)榎田商店 榎田 則夫	 相談役 (株)コバヤシ工業 小林 武
 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 (株)こみたけ売店 小佐野昇一	 副会長 (株)メイト 山口 照義	 副会長 小林工業(株) 小林余し緒	 副会長 日伸総建(株) 志村美貴代	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎	 副会長 都留信用組合 細田 幸次
 常任理事 山 叶(株) 渡辺 吉勝	 常任理事 奥秋建設(株) 奥秋 幸治	 常任理事 (株)小林工務店 小林 歳男	 常任理事 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 常任理事 三栄工業(株) 鯨岡 正文	 常任理事 (株)田村組 田村 夏子	 常任理事 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一
 常任理事 富士観光開発(株) 小谷田 融	 常任理事 船津観光(株) 梶原 信行	 常任理事 タカムラ建設(株) 高村 朝彦	 常任理事 秋山土建(株) 立川 正史	 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 富岳物産(株) 浅沼 歌子	 常任理事 (株)大森工務所 大森 剛仁
 理事 (株)ナカヤマ 中山 愛美	 理事 (株)みどりや 天野 喜宗	 理事 (株)尾形製作所 尾形 直	 理事 (株)キドハイテック 城戸 正三	 理事 (株)トーホー 守屋 博文	 理事 大嶺興業(株) 古家 恵次	 常任理事 (株)協和生コン 倉澤 鶴義

 理事 <small>(有)印刷エトリ</small> 餌取 一成	 理事 <small>(株)共立機械</small> 藤江 一枝	 理事 <small>(株)ミネルパ</small> 越石 賢一	 理事 <small>(有)井上石油</small> 井上 博之	 理事 <small>(株)田中屋</small> 佐々木弘之	 理事 <small>甲陽産業(株)</small> 三木 範之	 理事 <small>濱野屋ティートラスト(有)</small> 天野 太文
 理事 <small>(株)桑原興業</small> 桑原 安男	 理事 <small>芙蓉実業(株)</small> 山下佐一郎	 理事 <small>(株)マシナリー</small> 宮下 完爾	 理事 <small>(有)こみたけ売店</small> 小佐野紀之	 理事 <small>(株)渡辺商店</small> 渡邊 稔	 理事 <small>長田産業(株)</small> 長田 公明	 理事 <small>(有)小林仏壇</small> 小林 清哲
 理事 <small>(株)吉野土建</small> 吉野 保美	 理事 <small>富士水熱設備工業(株)</small> 高村 浩明	 理事 <small>三浦化成工業(株)</small> 三浦 信	 理事 <small>(株)大森林業所</small> 大森 保廣	 理事 <small>(有)田辺織物</small> 田辺 丈人	 理事 <small>(株)富士情報</small> 渡辺 直企	 理事 <small>都留信用組合</small> 天野 一則
 理事相当 <small>富士航空電子(株)</small> 吉澤 武司	 監事 <small>(株)新津</small> 新津 好久	 監事 <small>(株)梶原工業所</small> 梶原 秀博	 監事 <small>(株)湖山商事</small> 湖山 泰三	 理事 <small>(有)山岸旅館</small> 外川 桂子	 理事 <small>(株)コバヤシ工業</small> 小林ゆくよ	 理事 <small>(有)フロスジャパン</small> 柏木おさむ
 理事相当 <small>山崎織物(株)</small> 山崎 泰洋	 理事相当 <small>山英建設(株)</small> 小松 英一	 理事相当 <small>中村エンジニアリング(株)</small> 中村 武	 理事相当 <small>山二商事(株)</small> 赤澤 克夫	 理事相当 <small>(株)ユーシン</small> 荻原 秀祥	 理事相当 <small>(株)ユーキ</small> 小泉 裕次	 理事相当 <small>(株)平井製作所</small> 平井 勉
 理事相当 <small>(株)吉村製作所</small> 吉村 茂	 理事相当 <small>伊東商店(株)</small> 伊東 貴也	 理事相当 <small>(有)吉沢製パン</small> 吉沢 秀雄	 理事相当 <small>渡波工業(株)</small> 渡邊 浩次	 理事相当 <small>パイロット測量設計(株)</small> 堀内 満	 理事相当 <small>(有)小池時計店</small> 小池 久司	 理事相当 <small>(株)宮川電気</small> 奥脇 芳弘
 理事相当 <small>井出電気(株)</small> 井出 隆	 理事相当 <small>(株)エムティーシー</small> 松浦 潤一	 理事相当 <small>(株)サイコ</small> 三浦 敬伯	 理事相当 <small>(株)富士レークホテル</small> 井出 泰濟	 理事相当 <small>吉田精工(株)</small> 吉元 潤	 理事相当 <small>山叶(株)</small> 渡辺 訓勝	 理事相当 <small>(有)東京屋製菓</small> 中村 元

 理事相当 (株)湖山商事 湖山 和子	 理事相当 ネスエンタープライズ(株) 小林 聖子	 理事相当 市川リース(株) 市川 公子	 理事相当 (株)臼井自動車 臼井佳津子	 理事相当 (株)土屋製作所 土屋きよ美	 理事相当 (株)アトラス測量 大石 秀世	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 良孝
 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 (株)山口製作所 山口 光子	 理事相当 (株)コタカ電化 小高 洋子	 理事相当 (株)龍美建設 清水美恵子	 理事相当 (株)山口乳業 山口 輝子	 理事相当 (株)ナイトー建商 内藤 定子	 理事相当 山陽精工(株) 白川 敏子
 理事相当 (株)天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 エスプラン(株) 白井恵美子	 理事相当 (株)山梨重機 横打香代子	 理事相当 (株)日川時計店 日川 和子	 理事相当 タナベ電器(株) 田辺 勝子	 理事相当 (株)ソルタ 鶴田みさ子



理事相当
登り坂石油(株)
渡邊 林美

富士山をより美しく



富士山五合目 こみたけ売店

代表取締役 小佐野 昇一
山梨県富士吉田市上吉田小御岳下5617
TEL 0555-72-1476

神社めぐり

第41回



神明社

鎮座地 富士吉田市上暮地八八八
 御祭神 天照大神
 例祭日 九月十五日
 宮司 竹俣 忠洲
 総代長 杉田 征夫
 境内地 五二九坪
 氏子戸数 七〇〇戸



由緒沿革

創祀の年代不詳なれども、往昔上暮地村梅久保に請し、第八五代仲恭天皇承久年間（一一一九年～一二二一年）金峰山に遷座せし処富岳に面し寒暑の激変甚しきに依り富岳の隠れたる地に遷せとの神託に基き、長享三年（一四八九年）現在地に遷座。平成十七年二月不審火により社殿が焼失、平成十八年五月再建がなされた。

大 北海道 フェア

2018 12/1(土)～2019 3/22(金)

お一人様 1泊2食付 4名様
より

西館
和洋室 ￥ **10,800**～

サービス料、消費税込・入湯税別

ジンギスカン

石狩鍋

シャケいくらご飯

【組数限定】冬の贅沢宿泊プラン

フランス料理日帰りプラン

2018 12/1(土)～2019 3/22(金)

本格フランス料理
ディナーに
露天風呂付特別客室
をセットした
限定贅沢プランです。

お一人様 1泊2食付 ￥ **21,600**～

サービス料、消費税込・入湯税別

フランス料理日帰りご利用には休憩室+入浴はつきません。

ランチプラン

お一人様

￥ **4,158**～

サービス料・消費税込

ディナープラン

￥ **8,316**～

サービス料・消費税込

冬花火開催日ディナーは

￥ **10,692**～

サービス料・消費税込

西館和洋室のご利用カレンダー

各プランのご利用日の金額は下記カレンダーをご参照ください。
 ※1月7日～1月25日の期間はリニューアル工事のため、休館とさせていただきます。
 ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承下さいませ。

2019年 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2019年 2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

2019年 3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

西館和洋室和食プラン
[4名様以上1室利用時]

10,800円	15,120円
11,880円	16,200円
14,040円	18,360円

☆ 冬花火 ☐ 対象外日

[3名様ご利用] +¥2,160
[2名様ご利用] +¥3,240

※サービス料、消費税込・入湯税別

露天風呂付客室フランス料理プラン
[4名様以上1室利用時]

21,600円	25,920円	☆ 冬花火
22,680円	27,000円	☐ 対象外日
24,840円	29,160円	

※Xmas期間 12/21～12/25は下記料金に +¥3,000(税込)
 ※フランス料理は毎週月・火定休

[3名様ご利用] +¥2,160
[2名様ご利用] +¥3,240

※サービス料、消費税込・入湯税別

富士に抱かれる創業 87 年の歴史
 こだわりの料理と癒やしの湯… 仲間と楽しむ特別な時間

富士レークホテル

www.fujilake.co.jp

〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地

TEL 0555-72-2209

FAX 0555-73-2700

詳しい情報はホームページへ

富士レークホテル
検索

澄んだ夜空を彩る河口湖冬花火

期間 1月13日～2月23日
 ※毎週土・日及び富士山の日(2月23日)

平成
30
年度

第34回 高校生の「税に関する標語」 受賞作品

 公益社団法人 大月法人会 青年部会


早くから 学んでいこう 税のこと

富士河口湖高校 3年 野村 矩樂



助け合う 社会にいかす 消費税

富士北稜高校 2年 高根 立翔



消費税 私にもできる 社会貢献

富士河口湖高校 3年 白根 伊織



ワンタッチ お家で納税 便利だな

富士河口湖高校 2年 萱沼 祐也



税金は 平和に暮らす 助け船

富士北稜高校 1年 田中 遥人



考えよう 税の知識を 広げよう

富士北稜高校 2年 岡田 葉月



税金は 豊かな日々への 道標

富士河口湖高校 2年 増永 悠香



消費税 持続可能な 社会保障

富士北稜高校 1年 菅谷 木実



納税で 地域とあなたに 豊かさを

富士河口湖高校 3年 大森 天翔



使いみち まちがえないで 国のため

富士北稜高校 1年 志村 玲



納税は 見えない所で 人助け

富士河口湖高校 2年 宮下 拳都